

○「無人ヘリコプター用農薬の転用登録の緩和処置」について(1)

○提案者からの「2:ワーキンググループ委員様への回答」について

- ①「登録転用に関する実証試験」であっても、農薬の登録申請のための試験であれば、登録されていない農薬を使用することは可能。
- ②「実証試験には約2年、登録拡大申請には約1年、登録認可まで最短で約3年」とあるが、ご提案の様な地上散布で登録のある農薬を、無人ヘリコプターで使用できるようにするための登録申請に必要な試験については、試験数も軽減し、また、複数年に渡って実施することも求めている。

○補足資料について

1 「類似試験データの読み換え」について

- ✓ 残留農薬に対する消費者の懸念は非常に高い。
- ✓ 食品安全委員会の評価を踏まえ、厚生労働省において、申請された使用方法に基づいて、残留基準値を設定。
- ✓ ご要望の無人ヘリコプターによる散布について、普及が進んでいる水稻で使用されている製剤では次のように濃度が異なる。

通常の地上散布の有効成分濃度:0.0040%

無人ヘリコプター散布の有効成分濃度:0.83%



210倍高濃度

- ✓ このように散布時の濃度が大きく異なることから、単純なデータの代替は困難であり、無人ヘリコプターを用いた試験は必須。

(続く)

○「無人ヘリコプター用農薬の転用登録の緩和処置」について(2)

- ✓ ただし、地上散布で登録のある農薬を無人ヘリコプターでも使用可能にする場合については、次の軽減措置を実施している。
 - ①薬効・薬害試験:6試験以上(複数年必要) → 2試験以上(1年で可)
 - ②作物残留試験:6試験以上(複数年必要) → 3試験以上(1年で可)
- ✓ なお、地上散布と同じ濃度で農薬を散布する場合、登録申請に当たって、追加データの提出は不要。

2 「マイナー作物の農薬登録方法の採用」について

- ✓ 作物グループでの登録については、国際的なルールとの整合性を図りながら、関係省庁と連携し、現在、検討中。
- ✓ 作物グループの作成等の準備ができたものから順次導入していく予定。
- ✓ 作物グループでの登録の検討状況は以下のとおり。
 - ① 現在、果樹の作物グループ等を作成中で、近く、HPで案を公開する予定。
 - ② 今後、野菜類等について検討を行う。

3 「欧米に近い農薬登録制度の採用」について

- ✓ 欧米では、面積当たりの有効成分量で使用方法を規定している国もあるが、このような規制を行っている国でも、ヘリコプターでの散布、地上散布といった使用方法ごとに試験の実施、安全性等の評価、登録を行っている。